

## 4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者

- 1 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者
  - ※ 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つ「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、次の期間にあるものも含まれる。
    - ・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
    - ・拘禁刑以上の刑の執行を終わり、又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間
- 2 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第2条第8項に規定する「特定性犯罪事実該当者」に該当しない者
- 3 出願する校種・職種、教科等の教諭普通免許状所有者又は令和9年3月31日までに当該免許状を取得見込みの者
  - ※ いずれの免許状についても**教員資格認定試験による取得見込みは除く**。
  - ただし、次の表に示す校種・職種を受験する者については、それぞれ示した出願要件を全て満たすこと。  
(表中の教諭普通免許状所有者については、令和9年3月31日までに取得見込みの者を含む。)

校種・職種等	出願要件
高等学校教諭等の地理歴史 高等学校教諭等の公民	(ア) 高等学校地理歴史の教諭普通免許状所有者 (イ) 高等学校公民の教諭普通免許状所有者
特別支援学校教諭等	特別支援学校、盲学校、聾学校、養護学校のいずれかの教諭普通免許状所有者 ただし、基礎となる教諭普通免許状が幼稚園教諭普通免許状のみの場合は、知的障害者教育領域の特別支援学校教諭普通免許状又は養護学校教諭普通免許状の所有者であること。
小学校教諭等（地域枠） 中学校教諭等（地域枠） 養護教諭（地域枠）	出願する校種・職種、教科等の教諭普通免許状の所有に加え、津山市・高梁市・新見市・真庭市・美作市・新庄村・鏡野町・勝央町・奈義町・西粟倉村・久米南町・美咲町で原則として採用後10年以上勤務可能である者
中学校教諭等と 高等学校教諭等の併願	<u>国語、数学、英語、保健体育、音楽、美術、家庭の教科等のみ併願可。</u> ただし、併願する教科等は同一であること。 (ア) 中学校の当該教科等の教諭普通免許状所有者 (イ) 高等学校の当該教科等の教諭普通免許状所有者 ※ 中学校教諭等（地域枠）を第1志望とする場合、並びに「 <b>5 特別選考試験</b> 」 (P.3～)に出願する場合は、併願不可。中学校教諭等（地域枠）を第2志望とすることも不可。

- 4 昭和42年4月2日以降に生まれた者
- 5 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から6級までの者は、身体に障害のある者を対象とした選考に出願することができる。

### <初任地希望・小学校専科希望>

- 1 小学校教諭等（地域枠及び全ての特別選考を含む。）に出願する場合は、電子申請の「初任地」欄に、岡山県内の26市町村（岡山市を除く。）のうち、自身が配置を希望する1市町村を入力することができる。配置に当たっては、可能な範囲で希望に沿うよう配慮する。ただし、希望の市町村とならない場合がある。なお、希望の有無及び選択する市町村は合否に影響しない。
- 2 中学校教諭等（地域枠及び全ての特別選考を含む。）のうち、数学、理科、英語、保健体育に出願する場合は、電子申請の「小学校専科への配置可否」欄に、小学校の専科教員としての配置の可否を入力できる。可と入力し、採用候補者となった者は、初任配置校が小学校となる場合がある。なお、配置可否の内容は合否に影響しない。